

< 自治会長様提供用 >

(令和6年度版)

※令和7年度自治会要望に向けて

まちづくり補助の手引き

市民部 地域振興課

目 次

◆自治会まちづくり活動推進事業費補助金【地域振興課】	……	3～6
・集会施設や広場の整備・改修、備品の購入、掲示板の設置ほか		
◆コミュニティ助成事業【地域振興課】	……	7～8
・一般コミュニティ助成事業、コミュニティセンター助成事業、 地域防災組織育成助成事業、青少年健全育成助成事業		
◆自治会パートナーシップ交付金【地域振興課】	……	9～10
◆ごみ集積所設置整備費補助金【環境政策課】	……	11
◆防犯灯設置事業補助金【防災危機管理課】	……	12
◆防犯カメラ設置事業補助金【防災危機管理課】	……	13
◆消防・防災施設器具整備事業補助金【防災危機管理課】	……	14
◆避難施設耐震改修等補助金【都市計画課】	……	15
◆河川愛護活動事業業務委託【建設課】	……	16
・一級河川の保全・美化活動		
◆道路愛護活動事業業務委託【建設課】	……	17
・県が管理する道路の植栽施設の管理および路肩除草		
◆里道水路補助金【建設課】	……	18
・自治会内の里道・水路の整備		
◆除雪機械購入補助金【まち保全課】	……	19
◆有害鳥獣対策助成事業【まち保全課】	……	20～21
・猿、鹿、猪等の農作物の被害防止対策		
◆森林・山村多面的機能発揮対策事業【まち保全課】	……	22
◆土地改良事業等補助金【農政課】	……	23
・土地改良団体が行う事業		
◆地域お茶の間創造事業費補助金【社会福祉課】	……	24～25

(注意)

※ 事業主体が個人に限定のものは、補助メニューに掲載していません。

◆自治会まちづくり活動推進事業費補助金

○事業の概要

米原市自治基本条例の目的を達成するため、自治会が自主的に行うまちづくり活動推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

○事業主体

自治会

○補助対象事業および補助対象基本額等

対象事業	区分	補助対象経費	補助基本額	補助率
集会施設整備事業	県交付金対象事業 (建築等)	集会施設の建築または購入に要する経費 (土地代、造成地等の用地に係る経費は含みません。)	24,000,000円 以内	1/2 以内
集会施設修繕、改造、改築および増築事業	県交付金対象事業 (バリアフリー化)	既存の集会施設をバリアフリー化するための改造に要する経費(ただし、事業費の下限は500,000円とします。)	24,000,000円 以内	1/2 以内
	市単独事業 (上記以外の修繕、改造、改築および増築事業)	既存の集会施設の修繕、改造、改築および増築に要する経費(ただし、事業費の下限は500,000円(小規模自治会(自治会を構成する世帯数として当該自治会が市に届け出た数が、補助金の交付を申請しようとする前年度の4月1日(以下において「基準日」といいます。))現在において30以下である自治会をいいます。))および高齢化率が高い自治会(自治会における高齢化率が、基準日において40パーセント以上である自治会をいいます。))において、300,000円)とします。)	3,000,000円 以内	1/3 以内
集会施設耐震改修事業	県交付金対象事業 (耐震診断(木造))	避難所として活用が見込まれる既存の集会施設(木造)に係る耐震診断に要する経費	240,000円以内	1/3 以内
	県交付金対象事業 (耐震診断(非木造))	避難所として活用が見込まれる既存の集会施設(非木造)に係る耐震診断に要する経費	600,000円以内	1/3 以内

	県交付金対象事業 (耐震改修(木造))	改修後に避難所として活用が見込まれる 既存の集会施設(木造)のうち、倒壊 または大破壊の危険があると診断された集 会施設を耐震上、安全な状態にするため の改修で、避難所として必要なバリアフ リー化を含む工事に要する経費(設計監 理費を含みます。)	7,800,000円以内	1/3 以内
	県交付金対象事業 (耐震改修(非木 造))	改修後に避難所として活用が見込まれる 既存の集会施設(非木造)のうち、倒壊 または大破壊の危険があると診断された 集会施設を耐震上、安全な状態にするた めの改修で、避難所として必要なバリア フリー化を含む工事に要する経費(設計 監理費を含みます。)	9,600,000円以内	1/3 以内
多目的広場等 整備および修 繕事業	多目的広場の整備、 修繕(500㎡以上で、 スポーツができる広 場の整備および周辺 の植栽)公園の整備、 修繕(150㎡以上)。 ただし、多目的広場 および公園の土地に 係る不動産登記の名 義が自治会(地方自 治法(昭和22年法律 第67号)第260条の2 第1項の規定に基づ く地縁による団体を いう。)または米原市 の場合は、面積を問 いません。	多目的広場および公園の整備または既存 施設の修繕および改善に要する次の経費 ① 敷地造成または整地に要する経費 ② グラウンド整備に要する経費 ③ 植栽、緑地、花壇、休憩所、便所、 散策路、フェンス、遊具、倉庫等の設 置に要する経費 ④ 側溝、排水路等の設置に要する経費 ⑤ 公園駐車場整備に要する経費 ⑥ 地域住民で行う場合は、上記に係る 原材料費	① 多目的広場お よび公園の整備 に要する経費 (1,000,000円 以上3,500,000 円以内)	1/2 以内
			② 既存施設の修 繕および改善に 要する経費 (300,000円以上3,00 0,000円以内)	1/3 以内

コミュニティ 施設備品等整 備事業	備品等の購入	パーソナルコンピュータ、複写機、印刷機、プリンタ、プロジェクタ、スクリーン、テント、冷房用または暖房用機器、放送設備、簡易倉庫、会議机、椅子、自動体外式除細動器（AED）、テレビ、冷凍冷蔵庫、バリアフリー用具（スロープ、手すり、歩行器等）、感染症対策備品（空気清浄機、体温測定器等）	100,000円以上 400,000円以内	1 / 2 以内
掲示板等設置 事業	掲示板類の設置	掲示板、案内板、道標、屋外時計	100,000円以上400,000円以内	1 / 2 以内
近隣景観形成 協定事業	県交付金対象事業 （近隣景観形成協 定推進事業）	近隣景観形成協定として知事の認定を受けた協定団体において、当該年度における協定締結および協定運営に係る事業に要する経費	150,000円以内	2 / 3 以内
	県交付金対象事業 （近隣景観形成等 修景対策事業）	近隣景観形成協定として知事の認定を受けた協定団体において、協定に基づいた景観形成事業に要する経費（用地補償費は除きます。）	協定世帯数×6,000 円	1 / 2 以内

備考

- 1 過去に滋賀県草の根ハウス設置事業費補助金交付要綱および滋賀県市町振興総合補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けている場合は、この要綱において補助金の交付を受けたものとみなします。
- 2 集会施設整備事業については、過去に次の各号のいずれかの補助金の交付を受けて集会施設の建築等を行った自治会にあっては、原則として当該補助から20年以上経過しなければ、申請することができないものとします。
 - (1) 草の根ハウス設置事業費補助金
 - (2) 個性輝く自治活動補助金（自治ハウス整備事業）
 - (3) 市町振興総合補助金個性輝く自治活動支援（自治ハウス整備）
 - (4) 自治振興交付金（個性輝く自治活動支援事業）
- 3 集会施設整備事業ならびに集会施設修繕、改造、改築および増築事業のうち県交付金対象事業について、備考2各号に掲げる補助金以外の補助金等の交付を受けて集会施設の建築等を行った自治会にあっては、当該施設が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく耐用年数を経過しなければ、申請することができません。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではありません。
- 4 集会施設修繕、改造、改築および増築事業のバリアフリー化は、平成12年度以前に建築された既設集会施設を対象とし、人に優しい構造に改造し、階段に手すりを付ける、玄関の段差をなくす、車椅子で利用可能なトイレにする等、子どもからお年寄

り、障がいのある方も利用しやすい施設となるよう、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例(平成6年滋賀県条例第42号)に定めた修繕および改善を対象とします。

- 5 集会施設耐震改修事業は、昭和56年5月31日以前に着工された建物を対象とし、補助金を受けることができるのは、1自治会1回限りとする。この場合において、滋賀県自治振興交付金における個性輝く自治活動支援事業(コミュニティ防災力向上促進事業)の交付を受けた自治会は既に交付を受けたものとみなします。
- 6 集会施設修繕、改造、改築および増築事業については、既存の施設ごとに完了年度の翌年度から起算して3年を経過しなければ再度の申請ができないものとします。ただし、修繕事業については、危険性が予見されるなど集会施設の安全管理上、必要と認められる場合については、この限りではありません。
- 7 多目的広場等整備および修繕事業のうち修繕および改善事業については、既存の施設ごとに完了年度の翌年度から起算して3年を経過しなければ再度の申請ができないものとします。ただし、修繕事業については、危険性が予見されるなど多目的広場等の安全管理上、必要と認められる場合については、この限りではありません。
- 8 コミュニティ施設備品等整備事業の備品等の購入は、次の表に定める耐用年数を経過しなければ再度の申請ができないものとします。ただし、故障等やむを得ない理由により使用ができなくなった場合は、この限りではありません。

品 名	耐用年数
パーソナルコンピュータ	4年
複写機、印刷機、プリンタ、プロジェクタ、スクリーン、テント、テレビ、バリアフリー用具(スロープ、手すり、歩行器等)	5年
冷房用または暖房用機器、放送設備、自動体外式除細動器(AED)、冷凍冷蔵庫、感染症対策備品(空気清浄機、体温測定器等)	6年
簡易倉庫	10年
会議机、椅子	
主として金属製のもの	15年
その他のもの	8年

- 9 近隣景観形成協定事業のうち修景対策事業については、近隣景観形成協定として滋賀県知事の認定を受けた翌年度から10年間のうち1回を補助対象とします。ただし、平成16年度以前に認定を受けた協定団体については3回までとします。

○担当課

市民部 地域振興課(本庁舎)	TEL 53-5111
地域振興課(山東支所)	TEL 53-5171
近江市民自治センター	TEL 53-5191
伊吹市民自治センター	TEL 53-5190

◆コミュニティ助成事業(一般財団法人 自治総合センター)

○事業の概要

宝くじの社会貢献広報事業として、集会施設やコミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり等に対して助成を行うことにより、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るため、「一般財団法人 自治総合センター」が実施するものです。

○助成事業

1 コミュニティ助成事業は、次の各事業とします。

(1) 一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く。)の整備に関する事業

(2) コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設整備に関する事業

(3) 地域防災組織育成助成事業

ア. 自主防災組織育成助成事業

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織またはその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く。)の整備に関する事業

(4) 青少年健全育成助成事業

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業およびその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業

2 前項の各事業は、次の要件を満たすものとします。

(1) 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの

(2) 国の補助金および地方債を充当していないもの

(3) 補助事業実施年度内に完了するもの

(4) 原則として、短期間に消費もしくは破損するような施設または設備等の整備でないもの

3 事業実施主体1団体あたり、申請は1件に限るものとします。

○助成金

助成金は、1件につき次の額で10万円単位(10万円未満を切り捨て)とします。

1 一般コミュニティ助成事業

100万円から250万円まで

- 2 コミュニティセンター助成事業
対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円まで
- 3 地域防災組織育成助成事業
ア. 30万円から200万円まで
- 4 青少年健全育成助成事業
30万円から100万円まで

○その他

対象事業については、「一般財団法人 自治総合センター」へ問い合わせる必要があります。申請に当たっては、事前に米原市役所担当課までお問い合わせください。

○担当課	市民部	地域振興課（本庁舎）	TEL 53-5111
		地域振興課（山東支所）	TEL 53-5171
		近江市民自治センター	TEL 53-5191
		伊吹市民自治センター	TEL 53-5190

※コミュニティ助成事業は、毎年度夏頃に募集案内があります。上記内容は、前回募集のものであり、実施の有無および内容等が変更になることがあります。

◆自治会パートナーシップ交付金

○事業の概要

米原市自治基本条例の目的を達成するため、市民の自主的な意欲に基づき実施される地域ぐるみのまちづくりに取り組む自治会活動に対して、予算の範囲内で交付金を交付します。

○事業主体

自治会

○交付対象事業および交付金の額

下表の交付対象事業のうち、4事業以上を実施した場合に交付金を交付します。

交付対象事業		交付金の額
防災対策事業	自主防災組織の防災計画を毎年度見直し、これに基づく避難訓練を実施する。	1万円
男女役員登用事業	自治会運営組織の役員に、男女とも複数人配置する。	1万円
空家対策事業	自治会内に空家バンクサポーターを配置し、次のいずれかを実施する。 (1) 交付対象期間（前年度1月1日から当該年度12月31日までの間をいう。以下同じ。）に空家バンクに空家を新たに登録する。 (2) 交付対象期間に空家バンクの登録物件に移住者を新たに受け入れる。	空家1件につき1万円
健康推進事業	(1) 健康推進員を設置し、健康推進員による集団活動および自治会長または健康推進員による各種健（検）診の受診勧奨を実施する。 (2) 健康推進員を設置していない自治会は健康推進員の推薦（被推薦者は市が実施する講座を修了すること。）および各種健（検）診の受診勧奨を実施する。	1万円
子どもの見守り事業	子どもを見守るグループを設置し、児童や生徒の登下校における付き添いや危険箇所での立哨等を実施する。	1万円
子どもの居場所づくり事業	自治会館等を利用した子どもの居場所づくりを実施する。 ※自治会と子ども会等が共同で行う場合も対象となります。	1万円
除雪事業	自治会またはボランティア等の活動保険に加入し、市の除雪区域以外の道路除雪や除雪が困難な住民に対する除雪支援を実施する。	1万円

獣害対策事業	(1) 侵入防止柵点検員を配置し、その点検員による定期的な点検および適正な維持管理を実施する。 (2) 侵入防止柵を設置していない自治会にあつてはサル等の有害鳥獣の追い払いを実施する。	1万円
まちづくり事業	まちづくり組織を設置し、年間を通して魅力あるまちづくり活動を実施する。	1万円
コミュニティイベント開催事業	祭り、スポーツ事業、文化事業、伝統行事など、自治会住民の交流を目的としたコミュニティイベントを実施する。	1万円
自治会事務員設置事業	自治会サイトを利用する自治会が、自治会運営上の事務処理（自治会運営組織の庶務や市等への手続・報告書類作成等）を担う自治会事務員（自治会役員を兼ねる者を除く。）を設置する。	1万円
課題解決事業	上記項目以外の取組で、自治会が自ら課題を整理し、その解決に向けた取組を市長の確認を経て実施する。ただし、市補助金を受けて実施する取組を除く。	1万円

○担当課 市民部 地域振興課 Tel 53-5111

◆ごみ集積所設置整備費補助金

○事業の概要

自治会が管理するごみ集積所の環境美化を図ることにより、ごみの減量化およびごみの分別に対する意識の向上を促すことを目的とし、ごみ集積かごの設置整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

○事業主体

自治会

○補助の対象となる経費および補助率

ごみ集積所の設置経費および整備費の2分の1以内の額で5万円を限度

○担当課 市民部 環境政策課 Tel 53-5112

◆防犯灯設置事業補助金

○事業の概要

市民の防犯意識の高揚と地域社会の安全確保を図るため自治会が実施する防犯灯の設置について、予算の範囲内で補助金を交付します。

○事業主体

自治会

○補助の対象となる経費および補助率

補助対象：新設・改良する防犯灯（LEDに限ります。）に係る経費

補助率：1／2（限度額12,000円／1か所）

○担当課 政策推進部 防災危機管理課 TEL 53-5161

◆防犯カメラ設置事業補助金

○事業の概要

自主防犯活動に取り組んでいる自治会が、地域の安全で安心なまちづくりを目的に設置する防犯カメラの設置経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

○事業主体

自治会

○補助の対象となる経費および補助率

補助対象：自治会が行う防犯カメラの設置に要する経費（防犯カメラの設置を明示する看板等の作成経費を含む。）

補助率：1／2（限度額50,000円／1基当たり）

○補助対象条件

- ①個人のプライバシーの保護に十分配慮し、撮影範囲は必要最小限とし、特定の個人、建物等を監視しないこと。
- ②撮影される範囲のうち、公道等の画像面積が2分の1以上であること。
- ③自治会内で、設置についての合意が形成されていること。
- ④防犯カメラを設置する場所の所有者の同意または許可を得ていること。
- ⑤防犯カメラを設置することについて、他の法令等に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を得ていること。
- ⑥米原市防犯カメラの設置および運用に関するガイドラインに適合した要領等を制定していること。

○担当課 政策推進部 防災危機管理課 TEL 53-5161

◆消防・防災施設器具整備事業補助金

○事業の概要

地域の消防・防災施設器具の整備および維持管理の充実を図るため、緊急・必要性等考慮の上、予算の範囲内で補助金を交付する。

○事業主体

自治会・自主防災組織等

○補助対象物品

防災資機材等

区分	補助対象物品・経費	補助率	補助対象限度額
避難・救出・救護・自主防災組織活動用資機材	発電機、投光器、ライト、コードリール、簡易トイレ、車椅子、リヤカー、担架、救助ボート、救命胴衣、救命浮環、フローティングロープ、胴付長靴、毛布、マット、カセットコンロ、カセットボンベ、衛生用品（マスク等）、ブルーシート、切創防止用保護具、チェーンソー、可搬式ウインチ、油圧式ジャッキ、燃料携行缶、レスキューキット（救出救護器具）、クリッパー、ハンマー、ロープ、ワイヤー、テコバール、バリケード、プラケード、脚立、救護テント、救急箱（救急用品）、簡易ベッド、台車、ヘルメット、防火衣、ベスト、法被、役別腕章、防災ラジオ、炊飯装置、給水タンク（飲料用水槽）、かまどベンチ、消火用バケツ、避難旗、土嚢袋等必要と認めるもの	1/2以内	1組織当たりの事業費 1,000,000円
備蓄食料品	食料、飲料水 ※ただし、5年以上保存が可能なもの。		
情報収集伝達用資機材	携帯用無線機、携帯用拡声器、トランシーバー		
備蓄施設	資機材備蓄倉庫(コンテナ式を含む)		
避難場所・案内標示板	避難場所標示板、案内標示板		
災害準備用品	非常用持出袋		
防災啓発経費	防災チラシ、防災手引き作成費		
	防災講演等講師謝礼		

消防施設器具

補助対象事業	区分	補助対象経費	補助率	補助対象限度額
ポンプ車庫 消防車車庫	新設 改築・修繕	消防施設および消防器具の整備に要する経費	1/2以内	1組織当たりの事業費 1,000,000円
消火栓器具（ボックス、ホース、筒先等）	新設 更新		2/3以内	

○担当課 政策推進部 防災危機管理課 TEL 53-5161

◆避難施設耐震改修等補助金

○事業の概要

米原市地域防災計画に定める避難所（以下「避難施設」という。）の地震に対する安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを進めるため、避難施設の耐震診断ならびに耐震改修工事等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

○事業主体

避難施設を所有する自治会

○補助対象建築物

- ・昭和56年5月31日以前に着工され、完成された建築物
- ・避難施設に位置付けられている建築物
- ・工事完了後、避難施設として10年間以上活用される建築物
- ・災害時に速やかに避難所等として開設可能となる措置が講じられている建築物
- ・過去にこの補助金または自治会まちづくり活動推進事業費補助金交付要綱に基づく同一事業の補助金を受けていないもの等

○補助対象事業および補助率等

補助対象事業	補助基準額	補助率
耐震診断事業 (国補助金対象事業)	面積に次の基準単価を乗じて得た額の合計額と事業に要する経費のいずれか低い方の額。ただし、300万円を超えるときは300万円を上限とします。 ア. 面積1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡ イ. 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡ ウ. 面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡	2/3以内
耐震改修事業(工事) (国補助金対象事業)	面積に47,300円/㎡を乗じて得た額と事業に要する経費のいずれか低い方の額。その他設計等に関しては別に限度額あり。	2/3以内

※その他詳細な内容については、担当課まで御相談ください。

○担当課 まち整備部 都市計画課 TEL 53-5144

◆河川愛護活動事業業務委託

○事業の概要

一級河川の保全・美化活動に要する経費に対し、予算の範囲内で委託契約します。

○事業主体

自治会、地域住民で構成される団体等

○対象となる経費

委託事業	委託費	備考
一級河川（琵琶湖を含む）区域における除草およびごみ等清掃作業	実施面積から算出	地域の住民等により構成される自治会等の団体による自主的な取組
一級河川（琵琶湖を含む）区域における竹木の伐採・集積・処分		
一級河川の川底土砂の撤去および処分		

◇除草・清掃と竹木の伐採・集積、川ざらえは別々の契約となります。

○申請締切

除草およびごみ等清掃作業	4月第3金曜日
竹木の伐採・集積・処分	5月末日
川底土砂の撤去および処分	6月第2金曜日

○委託料の額

各単価は、県の予算の状況により変動がありますので、建設課まで御相談ください。

○注意事項

竹木伐採時に出た竹木の処分について、お困りの場合は別途建設課にご相談ください。

○担当課 まち整備部 建設課 TEL 53-5143

◆道路愛護活動事業業務委託

○事業の概要

県が管理する道路の植栽施設の管理および路肩除草に要する経費に対し、予算の範囲内で委託契約します。

○事業主体

自治会、地域住民で構成される団体等

○対象となる経費

委託事業	委託費	備考
県が管理する道路区域における植栽施設の管理（除草・植栽施設の剪定整枝・施肥・花の植え付けおよびごみ等清掃作業）	実施面積から算出	地域の住民等により構成される自治会等の団体による自主的な取組
県が管理する道路区域における路肩除草およびごみ等清掃作業		

◇実施回数は植栽施設の管理（年間3回）、路肩除草（年間2回）となります。

○申請締切

4月第3金曜日

○委託料の額

各単価は、県の予算の状況により変動がありますので、建設課まで御相談ください。

○担当課 まち整備部 建設課 TEL 53-5143

◆里道水路補助金

○事業の概要

自治会が行う里道・水路の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

○事業主体

自治会

○補助の対象となる経費および補助率

補助対象経費	補助率	備考
里道、水路整備事業費	1 / 2 以内	20万円以上の整備工事費に限る。

○注意事項

里道水路補助金については、自治会要望で要望していただいた翌年度の補助事業となります。

里道水路補助金を要望される場合は、自治会要望提出時に工事の見積書も御提出ください。

工事を予定する箇所が里道水路補助金の対象となるかどうかについては、事前に建設課に御確認ください。

○担当課 まち整備部 建設課 TEL 53-5143

◆除雪機械購入補助金

○事業の概要

自治会が道路等の除雪作業を自主的に行い、冬季の道路交通の確保を図るための除雪機械の購入経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

○事業主体

自治会

○補助の対象となる経費および補助率

補助対象経費	補助率	備考
自治会が道路等の除雪計画に基づいて購入する除雪機械購入経費	1 / 2 以内 (上限50万円)	市の除雪路線以外の幅員 2 m 以上の路線で、延長 500 m 未満は 1 台、1 k m 未満は 2 台、1 k m 以上は 3 台。ただし 1 地区 2 台 / 年以内。

○担当課 まち整備部 まち保全課 TEL 53-5175

◆有害鳥獣対策助成事業

○事業の概要

鳥獣害に強い集落づくりのため、集落ぐるみで取り組む鳥獣害対策に要する経費に対し、予算の範囲内で助成します。

○事業主体

自治会・農業組合・集落営農組織等

○補助対象事業および補助率等

番号	補助対象事業	経費	補助率	要件
1	鳥獣被害防止総合対策事業(国)	侵入防止柵の新設および耐用年数を経過した場合の再整備	資材費の80%以内かつ次の上限単価の80%以内 ・イノシシ用ワイヤーメッシュ柵 1,290円/1m ・シカ、イノシシ用ワイヤーメッシュ柵 1,950円/1m	・受益戸数が3戸以上かつ投資効果が見込めること。 ・自力施工であること。
2	農業関係団体等事業(県)	侵入防止柵の新設および耐用年数を経過した場合の再整備	資材費の1/2以内かつ次の上限単価の1/2以内 ・電気柵 137円/1段・1m ・イノシシ用フェンス 1,628円/1m ・シカ用フェンス 2,365円/1m ・シカ用防除網 1,019円/1m ・サル用電気柵 2,547円/1m	・受益戸数が2戸以上かつ受益面積が50a以上 ・自力施工であること。
		既設フェンスの補強	(自力施工) 資材費の1/2以内かつ次の上限単価の1/2以内 ・イノシシ用フェンス 1,628円/1m ・シカ用フェンス 2,365円/1m (請負施工) 事業費の1/2以内かつ次の上限単価の1/2以内 ・イノシシ用フェンス 4,301円/1m ・シカ用フェンス 5,973円/1m	設置から5年を経過し、補強によりおおむね5年以上使用期間が延長できること。

3	集落ぐるみの鳥獣害総合対策支援事業 (市)	自然災害により破損した獣害柵の復旧(倒木等の処理委託費を含む。)	1/2以内(上限20万円)	経費が1万円を超える場合に限る。
		簡易な修繕	1/2以内(1か所につき上限850円)	柵等の修繕に要す消耗品費。ただし、工具類は除く。
4	サルが去る集落ぐるみ推進補助金 (市)	防護柵の資材費	1家庭菜園当たり2/3以内(上限10万円)	・申請者は自治会とし、組織的に被害防止に取り組む活動を行うこと。 ・高さが1m以上の金属柵等の上部に3段張り以上の電気柵を設置する場合に限る。

※上表の内容は令和6年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

○その他

・追い払い資材の支給(無料)

自治会長様から申請があった場合には、ロケット花火、爆竹を支給しています。

1回に支給できる上限は、ロケット花火3箱、爆竹3箱です。

・有害獣捕獲用檻の設置(無料)

自治会長様から申請があった場合には、捕獲用檻を設置し、餌やり、捕獲獣の処分を行います。市が設置適地を調査した上で、決定しますので、自治会長様が設置と捕獲獣の埋設について土地所有者の承諾を得てください。

○担当課

まち整備部 まち保全課

TEL 53-5175

◆森林・山村多面的機能発揮対策事業

○事業の概要

里山林の保全管理や森林資源を利活用するための活動に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

○事業主体

自治会・森林所有者等

○補助の対象となる経費および補助率

森林・山村多面的機能発揮対策交付金 (国)	[事業採択要件] 活動組織を設置し、3年以上の計画を作成すること		
	①活動推進費	現地の林況調査、研修等	次の上限単価以内 112,500円(初年度のみ)
	②地域環境保全タイプ(里山林保全)	里山林景観を維持するための活動等	次の上限単価以内 120,000円/ha(1年目) 115,000円/ha(2年目) 110,000円/ha(3年目)
	③地域環境保全タイプ(侵入竹除去・竹林整備)	侵入竹の伐採・除去活動等	次の上限単価以内 285,000円/ha(1年目) 265,000円/ha(2年目) 245,000円/ha(3年目)
	④森林資源利用タイプ	炭焼き、しいたけ原木などとして利用するための伐採活動等	次の上限単価以内 120,000円/ha(1年目) 115,000円/ha(2年目) 110,000円/ha(3年目)
	⑤森林機能強化タイプ	路網の補修・機能強化等	800円/m
	⑥関係人口創出・維持タイプ	地域外関係者との活動内容の調整等	50,000円
	⑦資機材・施設の整備等	活動の実施に必要な機材および資材の整備	購入額の1/2以内(一部1/3以内)

※⑤、⑥、⑦は上記の②、③、④の活動を行った場合のみ実施できます。

※上表の内容は令和6年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

○その他

- ・里山防災整備(無料)

人家等保全施設に近接する危険木の伐採を行い、倒木による人命、人家等への被害を防止します。自治会長様が土地所有者の承諾を得てください。また、整備後5年間は維持管理をお願いします。

- ・緩衝帯の整備(無料)

荒廃した里山を整備し、野生獣の田畑等への侵入を抑えます。自治会長様が土地所有者の承諾を得てください。また、整備後5年間は維持管理をお願いします。

○担当課 まち整備部 まち保全課 Tel 5 3 - 5 1 7 5

◆土地改良事業等補助金

○事業の概要

農業の振興を図るため、土地改良団体が行う土地改良事業等またはこれに伴う事務に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。

○土地改良団体とは

土地改良区、農業協同組合、農業組合、水利組合、行政会その他土地改良事業等の推進および土地改良施設の維持管理上必要と認めるこれらに準ずる団体

○補助率等

事業費 20 万円以上の事業を対象とし、補助率は 50 パーセント以内とします。

○担当課 まち整備部 農政課 TEL 53-5142

◆地域お茶の間創造事業費補助金

○事業の概要

子どもから高齢者まで日頃から支援を必要とする者を地域で見守り、支え、高齢者の介護予防や多世代・共生の通いの場を充実するため、地域の資源を活用し、地域の活性化および互助によるコミュニティの構築を促進するための事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金の交付の対象となる事業は、高齢者同士または世代間の交流および社会参加を図るために展開する次のような事業です。

- (1) 自治公民館、集会所、空家等、誰もが自由に集える場を拠点とし、同じ趣味や活動を行う者が集まって地域の課題解決や活性化、介護予防活動、多世代・共生の取組等を行う居場所づくり事業
- (2) 地域の住民が高齢者や障がい者等を訪問し、日常生活上の支援を行う地域支え合い活動事業
- (3) 上記の事業を新たに実施する団体を設立する立ち上げ支援事業

○事業主体

活動拠点が市内にあり、対象事業に取り組もうとする団体（自治会、福祉会、まちづくり団体、任意団体、老人クラブ、NPO等）

○補助の対象となる経費および補助基準額

【補助の対象となる経費】

報酬、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、賄材料費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料および賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他事業の実施に必要であると市長が認めた経費

【補助基準額等】

区分	対象事業	補助基準額
居場所づくり事業	ア 居場所設置事業 居場所を開設運営する事業	1日当たり 1,000円。ただし、年間80,000円を限度とします。
	イ 介護予防活動拠点事業 居場所を開設運営し、介護予防活動を行う事業 ※市が実施するご近所元気にし隊員養成講座の修了者が2人以上所属する団体	1日当たり 2,000円。ただし、年間160,000円を限度とします。
	ウ 地域まるごと拠点事業 居場所を開設運営し、介護予防活動や多世代・共生の取組ならびに見守りおよび支援を行う事業	1日当たり 3,000円。ただし、年間240,000円を限度とします。

	<p>※介護職員初任者研修等修了者もしくは教員免許取得者や医療・福祉・保育の国家資格取得者が2人以上所属する団体</p> <p>ただし、介護予防活動を行う場合は、ご近所元気にくらし隊員養成講座の修了者が2人以上所属する必要あり</p>	
	<p>エ 出前型居場所づくり事業</p> <p>お茶の間創造事業による居場所が開設されていない地域に対し、団体・移動販売事業者等が出向いて居場所づくり事業を展開する事業</p> <p>※2つ以上の地域で事業を展開する団体・移動販売事業者等で、事前に市・社会福祉協議会との協議により決定した内容で事業を展開する団体・移動販売事業者等に限る。</p>	1日当たり 4,000円。ただし、年間 320,000円を限度とする。
	<p>オ 常設型居場所づくり事業</p> <p>居場所を開設運営し、介護予防活動や多世代・共生の取組ならびに見守りおよび支援を行う事業</p> <p>※介護職員初任者研修等修了者または教員免許取得者や医療・福祉・保育の国家資格取得者が2人以上所属する団体</p>	年間 400,000円を限度とします。
地域支え合い活動事業	地域の住民による見守り、配食、家事援助、外出支援、高齢者等の居宅周辺の除雪、その他地域の互助によるコミュニティの構築を促進する事業で市長が必要と認める事業	100,000円以内
立ち上げ支援事業	新たにお茶の間創造事業を実施する団体を設立する事業	20,000円以内

備考

- 1 区分中「居場所づくり事業」のアからエは、居場所を月3日以上開設するものとします。
- 2 区分中「居場所づくり事業」のオは、居場所を週5日以上開設するものとします。

○担当課

くらし支援部 社会福祉課

TEL 53-5121